

宇美町道路占用料条例施行規則新旧対照表

改正案	現行
<p>本則</p> <p>(占用料の額の算出における端数等の処理)</p> <p>第2条 条例の規定による占用料の額の算出における端数等の処理は、次のとおりとする。</p> <p><u>(1) 占用面積が0.01平方メートル未満であるときは0.01平方メートルとし、0.01平方メートル未満の端数があるときは、その端数の面積を切り捨てて計算するものとする。</u></p> <p><u>(2) 占用物件の長さが0.01メートル未満であるときは0.01メートルとし、0.01メートル未満の端数があるときは、その端数の長さを切り捨てて計算するものとする。</u></p> <p><u>(3) (略)</u></p> <p><u>(4) (略)</u></p> <p><u>(5) (略)</u></p> <p>2 (略)</p>	<p>本則</p> <p>(占用料の額の算出における端数等の処理)</p> <p>第2条 条例の規定による占用料の額の算出における端数等の処理は、次のとおりとする。</p> <p><u>(1) 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが1平方メートル若しくは1メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるときは、1平方メートル又は1メートルとして計算するものとする。</u></p> <p>(新設)</p> <p><u>(2) (略)</u></p> <p><u>(3) (略)</u></p> <p><u>(4) (略)</u></p> <p>2 (略)</p>